

税制限は税額に關しての制限であるから吾黨は合法性を極度に利用して大衆税たる性質を帯びる同税附加税を减免する様な不均一賦課税を獲得しなければならぬ。

暫定案第五項は記述した税目が雜種税中に無かつた際に

市町村は特別税とし、創設すれば良い。戸數割は人民の呪咀的となつてゐる。これが廢止が不可能な際には大衆税の負擔額を輕減する意味から資産の状況即ち財産に對する見立割課税額を、法律に許された限度に於て十分の四を獲得しなければならぬし、また戸數割を個人的に輕減する戰術として行政訴訟に訴へるのも有効な道と云はなければならぬ。

免もあれど地方自治體はその税收入を國稅その他の附加税收入に俟つてゐる。然も金解禁後の不況は本稅たる國稅府縣稅收入を激減せしめてゐる。その當然の結果は市町村稅收入を極度に減少せしめる。斯くて市町村は歳出の節約を行ひ得ざる限り、來年度に於て恐るべき増稅——附加税率の引上げを強行せざるを得なくなるであらう。吾黨員の前には本市町村稅増稅の怪物が屹立してゐる、大衆稅の増率を怪物の犠牲に供するか！所有稅の増率によつて大衆の生活を守るか？それは一に壓つて全黨員の祖國闘争にある。

参考書一		参考書二		参考書三		参考書四	
昭和四年度地方収入	道府県	市	町	村	道府県	市	町
歳入總額	四八一、一三三	一千四	七四六、一三一	一千四	四八一、一三三	一千四	七四六、一三一
稅收入	二六一、九三一	一千四	一一八、六七七	一八三、三七六	一戸當	四〇、〇九八	二五六、三八一
一戸當	二一、九〇八	一八三	四四、二一五	三一、一七一	所得稅	八、〇五九	五五、二〇四
地附附加稅	七、三三五	五、九一六	三六、〇一一	（イ）市	教育費	一二二、七九一	九五、〇三二
營業收益附加稅	二四、三〇五	一一三、二七三	一〇、七一四	（ロ）町	土木費	一三五、九三七	一三四、八四四
所得稅附加稅	三六、〇三九	一、四五〇	一、四一七	税額額の百分比	公債費	四〇、七三〇	一一〇、七八九
特別稅附加稅	九、二九九	六一	四、九七一	五五、五五五	衛生費	一〇、五五〇	一〇、四六八
家屋稅附加稅	四一、〇七八	二九、二九六	二六、六七三	（ロ）町	電氣瓦斯事業費	一一	一一、七〇八
營業稅附加稅	六〇、三三五	四、二一四	五、九九七	税額額の百分比	役員旅費	一一	一一、九一四
其の他稅	八、九一八	一八、六一〇	七、六一	（イ）市	衛生費	一〇、五五〇	一一、九一四
稅外收入	二二八、三四四	六一五、二三七	一四二、一五二	（ロ）町	電氣瓦斯事業費	一一	一一、九一四
稅外收入	四五五	一七	五五	税額額の百分比	役員旅費	一一	一一、九一四

地方自治體に於ける吾黨の祖國闘争は今日特殊の重要性を持つてゐることを忘れてはならぬ。

實行方法

一、本決議を大衆に徹底せしめ且つ各種大衆運動を組織し生活防衛闘争に合流せしめること
一、本決議の具體化案を作成し府縣會市區會の意見會議に大衆的闘争を行ふこと

参考書一

昭和四年度地方収山道府縣市町村

（歳出 総額 四八一、一三三 千四 七四六、一三一 千四 五二五、五七七 32）

歳出 総額	四八一、一三三 千四	七四六、一三一 千四	五二五、五七七	32
一戸當	四〇、〇九八	二五六、三八一	五五、二〇四	
一人當	八、〇五九	五五、二〇四	一一、七〇八	
教育費	一二二、七九一	九五、〇三二	一一、七〇八	
土木費	一三五、九三七	一一〇、七八九	一一、七〇八	
公債費	四〇、七三〇	一一〇、七八九	一一、七〇八	
電氣瓦斯事業費	一一	一一	一一	
役員旅費	一一	一一	一一	
衛生費	一〇、五五〇	一一、九一四	一一、九一四	
電氣瓦斯事業費	一一	一一	一一	
役員旅費	一一	一一	一一	